

合併協定書

南 勢 町 ・ 南 島 町

1. 合併の方式

度会郡南勢町及び同郡南島町を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併（対等合併）とする。

2. 合併の期日

合併の期日を、平成17年10月1日とする。

3. 新町の名称

新町の名称は「南伊勢町（みなみいせちょう）」とする。

4. 新町の事務所の位置

新町の事務所の位置は、度会郡南勢町五ヶ所浦3057番地に置き、庁舎の利用方式は両町の現在の庁舎に行政機能を持たせて振り分ける「分庁方式」とする。

5. 財産の取扱い

両町の所有する財産は、すべて新町に引き継ぐこととする。

6. 議会の議員の定数及び任期の取扱い

1. 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後7か月間、引き続き新町の議会の議員として在任する。

2. 在任特例適用後の新町の議員定数は、18人とする。

7. 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

1. 農業委員会委員については、新町の区域に1つの農業委員会を置き、選挙による委員は、合併後引き続き1年間在任する。

2. 在任特例適用後の新町の選挙による委員の定数は、20人とする。

8. 地方税の取扱い

1. 個人町民税の均等割の税率を標準税率とする。

2. 町民税の個人所得割、法人均等割、法人税割及び固定資産税、軽自動車税については、現行どおり標準税率を適用する。

3. 納期については、次のとおりとする。

(1) 個人町民税（普通徴収）

6月、8月、10月、1月

(2) 固定資産税

4月、7月、12月、2月

(3) 軽自動車税

5月

9. 一般職の職員の身分の取扱い

両町の一般職の職員は、市町村合併に関する法律第9条の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。

1. 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
2. 職員の職名については、基本的には南勢町の職階を例に調整する。
3. 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から専門部会等で調整する。

10. 特別職の身分の取扱い

1. 法令の定めるところにより、町長のほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長を置き給料等については、現行どおりとし、合併後速やかに特別職報酬等審議会を開催し、答申を受ける形で調整する。
2. 議会議員の報酬は、南勢町の例により調整し、合併後速やかに特別職報酬等審議会を開催し、答申を受ける形で調整する。
3. 法令の定めるところにより、行政委員会の委員は、新町においても設置し、審議会・委員会等の附属機関については、現行の制度を調整しつつ統廃合を図る。報酬額については、年額、月額、日額等現行の業務に照らし合わせて専門部会等で調整する。
4. その他の特別職については、新町において引き続き設置する必要があるものは、現行の任期及び報酬額をもとに専門部会等で調整し、新町において新たに設置する。

11. 条例、規則等の取扱い

1. 両町同一の条例、規則等は原則として現行の例によるものとし、類似又は相違しているものについては、協議調整して統一を図り事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。
2. 合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。

12. 組織及び機構の取扱い

1. 新町の組織は、住民サービスを低下させないよう十分配慮する。
2. 新町の事務組織及び機構は、専門部会等において「新町における事務組織・機構の整備方針」を定め、これに基づき整備する。

1 3. 一部事務組合等の取扱い

両町が加入している一部事務組合等は、それぞれ構成市町村が異なっているため、引き続き組合等で事務を処理する場合には、経費負担の割合等、関係市町村間で協議する。

1 4. 使用料、手数料の取扱い

1. 手数料は、合併時に統一する。
2. 施設使用料については、当分の間現行どおりとする。
3. 火葬場の使用料については、合併時に南勢町の例により調整する。

1 5. 公共的団体等の取扱い

新町の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら統合整備に努める。

1. 両町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。
2. 独自の目的をもった団体は、現行のとおりとする。

1 6. 補助金交付金等の取扱い

両町の補助金、交付金等については、従来からの経緯・実情等に配慮し、次の方針に基づき専門部会で調整する。

1. 両町で同一あるいは、同種の補助金等については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、継続、廃止を含め、統一の方向で調整するものとする。
2. 各町独自の補助金については、従来の実績を尊重し、新町域全体の均衡を保つよう調整するものとする。
3. 他の補助金等に整理統合できる補助金については、統合の方向で調整するものとする。

1 7. 町名、字名の取扱い

1. 字の名称については、従前のとおりとする。
2. 町、字の区域は、従前のとおりとする。

○具体的な調整例

度会郡南勢町五ヶ所浦 → 度会郡南伊勢町五ヶ所浦

度会郡南島町神前浦

→

度会郡南伊勢町神前浦

18. 慣行の取扱い

1. 町章、町民憲章、町の花、木、魚等は、新町において定める。
2. 宣言は、新町において調整する。

19. 病院、診療所の取扱い

町立の病院・診療所の取扱いについては、現行のまま新町へ引き継ぐ。

20. 国民健康保険の取扱い

1. 南勢町の例により保険「税」で統一し、資産割の算定方法は、南勢町方式とする。
2. 各賦課額は、次のとおり統一する。ただし合併年度は旧町の例による。

◇基礎賦課額

所得割 (%)	6.90
資産割 (%)	62.20
均等割	26,000円
平等割	24,000円

◇介護納付金賦課額

所得割 (%)	0.86
資産割 (%)	10.0
均等割	5,400円
平等割	3,300円

21. 介護保険の取扱い

介護保険事業については、住民が不利益を被らないよう配慮し、広域連合とも協議しながら専門部会で調整する。

1. 介護保険については、合併後に事業計画を策定し、平成18年度から統一する。
2. 介護保険料は制度により、平成17年度までは見直しができないので、平成18年度から統一する。普通徴収の納付方法については、国民健康保険税との調整も含め、南勢町の例により12期で納付する方向で統一する。

22. 消防団の取扱い

消防団は、合併時に統合するものとし、分団の組織は原則としてそのまま新町へ引継ぎ、その他の事項は専門部会で調整する。

23. 各種事務事業の取扱い

23-1. 電算システムの取扱い

1. 住民サービスの低下を招かないよう、合併時に電算システムを統合し運用する。

23-2. 窓口業務の取扱い

1. 住民サービスの低下を招かないよう、調整に努める。

23-3. 行政連絡機構の取扱い

1. 区長報酬については一律とし、報酬額は合併後に調整する。
2. 区補助金及び区長連絡協議会補助金については、合併後に区長連絡協議会と協議し、統一する方向で速やかに調整する。

23-4. 広報広聴の取扱い

1. 広報紙発行事業については、タイトルを統一し、発行要綱の見直しをして統一を図る。また、地区通信員制度や編集委員会組織は、南勢町の例により調整する。
2. ケーブルテレビ情報推進については合併時に統一し、南勢町の例により調整する。

23-5. 防災関係の取扱い

1. 少年消防クラブ運営費及び結成費については、志摩広域消防組合が事務局となっている同クラブへの補助について、合併後速やかに調整する。
2. 広域消防組合への加入については、現行どおりとする。
3. 消防団員の報酬及び手当等については、合併時に統一する。
4. 消防団員退職報償金等報償費については、退職報償金の支給方法を統一する。
5. 消防団交付金については、合併後速やかに調整する。
6. 防火水槽新設工事については、合併後速やかに調整する。
7. 消防団車庫等整備事業については、合併後速やかに調整する。
8. 自主防災組織用物品購入費については、合併後速やかに調整する。
9. 防災行政無線管理運用経費については、合併後速やかに暫定運用計画

に基づき調整する。

10. 防災行政無線の承継手続きと暫定運用後の機器更新については、電波法第 20 条に基づく承継申請並びに機器更新を行い周波数を統一する。
11. 防犯灯施設等設置補助金については、合併後速やかに調整する。

2 3 - 6 . 人権対策の取扱い

1. 人権対策については、合併後も引き続き実施し、事業内容の充実を図る。

2 3 - 7 . 保険事業の取扱い

1. 国民健康保険の賦課方式については、資産割の算定方法は、南勢町方式により調整する。
2. 国民健康保険の保険料又は保険税の区分については、保険税で統一する。
3. 国民健康保険の税率決定の規定方法（条例）について、新町においての応能・応益割合、税率については合併時まで統一する。
4. 国民健康保険運営協議会については、委員は 1 2 名、報酬は 1 日あたり会長 6, 5 0 0 円、委員 6, 0 0 0 円とする。

2 3 - 8 . 各種福祉制度の取扱い

1. 身体障害者デイサービス事業については、現在の両町の事業とも継続して実施していく方向で調整し、合併後は相互の利用を図る。
2. 障害児デイサービス事業については、現在の両町の事業とも継続して実施していく方向で調整し、合併後は相互の利用を図る。
3. 身体障害者小規模通所授産施設運営費補助金については、合併後も現行のとおりとする。
4. ガソリン費補助事業及び血液透析患者通院等費用助成事業については、当分の間現行のとおりとし、重複して支給しないよう随時調整し、それぞれの町の例により統一する。
5. 知的障害者デイサービス事業については、現在の両町の事業とも継続して実施していく方向で調整し、合併後は相互の利用を図る。
6. 福祉団体助成事業（手をつなぐ親の会）については、1 つの団体として統合するよう調整に努め、補助金は統一の方向で調整する。
7. 心身障害者医療費支給事業及び 6 5 歳以上心身障害者医療費支給事業については、合併時に南島町の例により所得制限無しとして調整する。

8. 乳幼児医療費支給事業及び一人親家庭等医療費支給事業については、合併時には南島町の例により所得制限無しとして調整する。乳幼児医療費支給事業の対象者は就学前とする。
9. 戦没者追悼式については、17年度は従来どおり2箇所を実施し、18年度以降は合併後調整する。
10. 遺族会等補助金については、遺族会等は合併時に統一し、補助金については合併後事業実績を精査して調整する。
11. 老人クラブ補助金については、老人クラブ連合会は合併時に統一する。補助金については事業費を精査して合併後調整する。また、南勢町主催の敬老演芸会は、南島町の例により福祉大会補助金に振り替える。
12. 敬老会事業については、現状では記念品、対象範囲とも差異があるが、合併後には一元化していく方向で速やかに調整する。
13. 家族介護用品支給事業については南勢町の例により調整する。また、家庭介護慰労金支給事業については、国に準ずる制度で調整し、支給対象者は要介護3以上とする。
14. ホームヘルパー受講支援事業については、合併後は南島町の例により調整していく。
15. 園児通園添乗員雇用事業補助金については、当分の間現行のとおりとし、合併後随時調整する。
16. 園児通園バス運転業務委託については、合併後も現行どおりとする。
17. 保育料については、南島町の階層区分、金額に準じて算定する。段階的に国の徴収基準額の60%程度まで引き上げる。
18. 母子手当については、南島町の例により調整する。
19. 保育所運営費国庫負担金及び県費負担金については、南勢町の例により調整する。
20. 保護司会補助金については、両町の補助金の合計金額の範囲内で調整し、合併時に統一する。
21. 町民生委員推薦会については、委員は14名以内とし、合併時に統一する。報酬額は、南勢町の例により調整する。
22. 民生委員児童委員協議会補助金については、合併までに速やかに調整する。
23. 度会広域連合（介護保険）については、現行のとおりとする。また、広域連合の構成枠組みに変更があれば、その時点で随時調整していく。
24. 介護保険料の納付方法（特別徴収、普通徴収、介護保険料）につい

ては、南勢町の例により合併時に統一する。

25. 介護保険事業計画策定については、制度により平成17年度に事業計画を策定し、平成18年度から統一する。
26. 基本健康診査については、合併時に老人保健法の費用徴収基準に基づいた自己負担額を設定する。
27. がん検診については、合併時に老人保健法の基本健康診査の費用徴収基準に基づいた自己負担割合を設定する。
28. 肝炎ウイルス検診については、合併時に老人保健法の基本健康診査の費用徴収基準に基づいた自己負担割合を設定する。

23-9. ごみ処理事業の取扱い

1. 鳥羽志勢広域連合負担金（ごみ）については、合併後も現行どおりとし広域連合での処理も検討していく。
2. 粗大ごみの収集運搬については、合併後当分の間現行どおりとし随時調整する。最終的には南勢町の例に統一する。
3. クリーンセンター施設の維持、運営については、当分の間現行どおりとし、合併後見直し検討していく。
4. 一般廃棄物最終処分場管理一般経費については、当分の間現行どおりとし、合併後見直し検討していく。
5. ごみ回収については、当分の間現行のとおりとし、速やかに調整する。
6. 資源ごみ回収及び仕分けについては、当分の間現行のとおりとし、速やかに調整する。
7. 廃乾電池回収手数料については、南勢町の例により調整する。
8. 指定ごみ袋制度導入事業については、新町において指定ごみ袋を導入する方向で調整する。
9. 資源拠点回収ステーション設置事業については、ステーションは町が設置する。
10. 生ごみ減量化対策助成金については、南島町の例により合併時に統一する。
11. 廃棄物処理手数料については、合併時に統一する。ただし合併年度は旧町の例による。

23-10. 環境対策事業の取扱い

1. 鳥羽志勢広域連合負担金（し尿）、及び分担金（し尿処理施設建設関係）については、合併後も当分の間現行どおりとする。

2. 防疫事業一般経費については、合併時に防疫用薬剤等は無料配布とし、ホウ酸等補助は2分の1、煙霧機購入補助は3分の1で統一する。
3. 犬及び猫の不妊手術費等補助金については、合併時に犬は雄 2,500 円、雌 4,000 円、猫は雄 2,000 円、雌 3,000 円で統一する。
4. し尿収集運搬業許可については、合併時に許可申請・更新許可とも 2,100 円とし、有効期限を2年とする。
5. 火葬場の管理運営については、合併時に統一し霊柩車の運転は南勢町の例により火葬従事者で行う。
6. 火葬車の貸与事業については、廃止する。
7. 改葬許可については、手数料を1件 200 円とする。

23-11. 農林水産関係事業の取扱い

1. 農業経営基盤強化資金(スーパーL 資金)利子補給補助金については、南勢町の例により調整する。
2. 農業近代化資金(中核農業者育成資金)利子補給補助金については、現行のとおりとし、新規発生分については南勢町の制度に調整し、利子補給率は0.5%とする。ただし補給金額が5,000 円未満の場合は対象外とする。
3. 総合施設資金利子補給については、現行どおりとし、新規発生分については南勢町の制度に調整し、利子補給率は0.5%とする。ただし補給金額が5,000 円未満の場合は対象外とする。
4. 生産調整推進対策事業事務については、生産調整の制度が大幅に変更されるので、その内容との整合性を図りながら合併後速やかに調整する。
5. 農業振興一般経費については、各団体に対する補助金は合併後調整する。
6. 『ふれあい市』、『青空市グループ』に対する活動補助金については、合併後速やかに調整する。
7. 畜産業一般経費については、補助金は合併後速やかに調整する。
8. 農業振興地域整備促進協議会経費については、合併後速やかに統一することとし、委員数は30人程度(農業委員、農協、区長)で調整し、報酬については南勢町の例で統一する。
9. 有害鳥獣駆除事業については、合併後3年を目途に200 万円以内で調整する。
10. 種苗放流事業については、合併後速やかに調整する。

11. 漁港関係事業負担区分については、継続事業は現行のままの負担区分とし、新規事業については合併後速やかに調整する。
12. 水産関係事業負担区分については、継続事業は現行のままの負担区分とし、新規事業については合併後速やかに調整する。
13. 水産振興補助金については、産業振興は2分の1以内、産業基盤整備は3分の1以内、漁協関係事業は、4分の1以内とし、その他については、合併後速やかに調整する。
14. 農業委員活動経費については、委員数は26名とし、報酬額は南勢町の例により調整する。また委員会の開催場所は交互に開催する。

23-12. 商工観光の取扱い

1. うみぼうず維持管理事業及び浮島パークなんとう管理委託については、合併後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
2. 商工会活動助成事業については、組織は合併時に統合する方向で調整し、補助金は合併時の補助金額の範囲内で調整する。
3. 南勢 DonDon、たっぷり南島！こいこいまつりについては、合併時は現行のまま実施し、新町において開催場所等も含め統合する方向で調整する。
4. 観光協会補助金については、組織は合併時に統合する方向で調整し、補助金は合併時の補助金額の範囲内で調整する。
5. 各種協議会負担金等については、負担金は合併時に統一し、補助金は合併後速やかに調整する。

23-13. 都市計画の取扱い

1. 道路占用料等については、合併時に道路占用料等徴収条例により、占用料の金額を南勢町の例により統一する。

23-14. 建設関係事業の取扱い

1. 道路管理事業については、合併時に統一する。
2. 道路改良事業（通常事業）については、合併時に統一し寄付金については南島町の例により調整する。
3. 道路改良事業（クリーンセンター）については、現行のとおりとする。
4. 教員住宅維持管理事業については、現行どおりとし、3年以内に調整する。
5. 教職員へき地手当補助については、合併時に廃止する。

6. 急傾斜地崩壊危険箇所整備については、合併後も継続箇所は現行どおりとし、新規箇所は、受益者負担分を町負担金の4分の1徴収するよう調整する。
7. 港湾整備事業負担金については、受益者負担は町負担金の10分の1.5徴収するよう調整する。
8. 公共建築物の建設・修繕については、南勢町の例により調整する。

23-15. 水道事業の取扱い

1. 給水装置の設置等の費用負担については、合併後も当分の間現行のとおりとし随時調整する。
2. 加入金については、南島町の例により調整する。
3. 開発行為については、現行のとおりとする。
4. 給水装置工事事業者の指定については、南勢町の例により調整する。
5. 給水申込審査手数料については、合併時に1件1,000円とする。
6. 上水道料金については、現行どおりとする。
7. 簡易水道料金については、現行どおりとする。
8. 開栓手数料等については、合併時に統一する。

23-16. 下水道事業等の取扱い

1. 浄化槽清掃業許可については、合併時に許可申請・更新許可とも2,100円とし、有効期限を2年とする。
2. 小型合併浄化槽設置事業補助金（補助・単独）については、合併後速やかに南島町の例により調整を図る。
3. 使用料の賦課徴収（公共下水道及び集落排水）については、合併後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。具体的には、これら下水道料金については、合併後3年間は現行のとおりとし、その後2年をめどに3年間の維持管理費の実績を踏まえ統一する。
4. 公共下水道及び集落排水整備事業の受益者負担金については、合併時に統一する。
5. 環境整備事業については、合併時に統一し、地元負担金は継続事業は現行どおりとし、新規事業は事業費の10.5%とする。
6. 浄化槽の使用料の賦課徴収については、業務内容は南島町の例により調整し、使用料については、下水道料金の見直し時に調整を行う。

23-17. 学校教育関係の取扱い

1. 小学校、中学校事業については、同一の部分は現行のとおりとし、

- 町雇用職員（臨時）は、南島町教育活動指導員設置条例、規則の例により現行のまま新町に引き継ぐ方向で調整する。
2. 事務局運営経費については、合併時に調整する。
 3. 学齢簿については、両町のシステム統合時に南勢町のシステムに統一する。
 4. 南勢町育英基金については、平成16年度新規貸付をもって制度を廃止するが、現受給者については現制度を適用する。
 5. 奨学金の選考委員会については、受給者がなくなるまで存続し、その後廃止する。
-
6. 教職員の研修事業については、南勢町の例により調整し、合併時に統一する。
 7. ALT（外国語指導助手）関係については、合併時に南島町の例により調整する。
 8. 千秋丸育英奨学金（給付金）については、廃止の方向で調整する。
 9. 南島高校振興対策（入学祝金支給、通学費助成、卒業祝金支給、奨学金支給）について、平成15年度現在の在學生については、現在の制度を適用する。
 10. 教育研究等委託料については、南勢町の例により調整し、合併時に統一する。
 11. 社会体育選手等派遣補助金については、補助基準を南勢町の例により調整し合併時に統一する。
 12. 学校体育施設開放事業については、合併後2年以内に南勢町の方式により調整する。
 13. 町体育協会補助金については、体育協会の組織は合併時に統一する方向で調整し、補助金は新町体育協会へ100万円とする。
 14. 町スポーツ少年団補助金については、スポーツ少年団の組織は合併時に統一する方向で調整し、補助金は、新町スポーツ少年団へ150万円以内とする。
 15. 生涯スポーツ行事開催事業については、町民体育祭は毎年実施し、開催場所は輪番とする。また、生涯スポーツ教室は、南勢町の例により合併時に統一する。
 16. 中体連選手派遣旅費補助事業については、合併までに両町の中学校関係者と検討のうえ調整し、合併時に統一する。
 17. 教育委員活動経費については、南勢町の例により合併時に調整する。

23-18. 社会教育関係の取扱い

1. 婦人会教室実施事業については、合併後2年以内に調整し、南勢町の例により生涯学習主体に切り替えていく。
2. 連合婦人会補助事業については、現在南島町のみ組織があるので現行どおりとし、南勢町も今後地区婦人会の連合体を検討する方向で2年以内に調整し、両町合体した組織にしていく。
3. PTA連絡協議会については、合併時に統一し、補助額については、新町において41万円以内で調整する。
4. 子ども会連合会については、2年以内に南島町においても子供会組織を作っていく。また、新町においては町主体の運営から自主活動事業へ切り替えていく方向で調整する。
5. 町文化協会補助金については、合併後1年以内に両町の文化協会を交えて具体的な調整をする。
6. 地区婦人会活動補助金については、合併後2年以内に新町において調整する。
7. 公民館運営助成事業については、合併後2年以内に新町において調整する。
8. 南勢町町民文化会館、ふれあいセンターなんとう施設維持管理事業については、それぞれ別の施設であるため、現行どおりとする。
9. 町文化祭については、当面は現行のままで実施し、1年以内に新町文化協会で調整していく。
10. 文化財保存補助金については、南島町の例により1年以内に調整する。
11. 町青少年育成町民会議補助事業については、合併時に統一する。
12. 成人式開催事業については、合併後当分の間現行どおりとし、3年以内に随時調整する。
13. 南勢海洋少年団については、現行どおりとする。

23-19. 社会福祉協議会の取扱い

1. 社会福祉協議会運営事業補助金については、合併時に統一し、社協の統合を基本に協議、調整する。

23-20. その他事務事業の取扱い

1. 町長、助役及び収入役の給料等人件費については、合併時には現行どおりとし、合併後速やかに特別職報酬等審議会を開催し、答申を受ける形で調整する。

2. 教育長の給料については、合併時には現行どおりとし、合併後に開催される予定の特別職報酬等審議会で参考意見を聞き調整する。
3. 議会の議員の報酬及び費用弁償については、合併時に統一する。
4. 部課の設置については、整備方針により課、支所、事務分掌の調整を進めていく。

【新町における組織・機構の整備方針】

- (1) 住民サービスを低下させないように十分配慮した組織機構
- (2) 町民が利用しやすく、わかりやすい組織機構
- (3) 町民の声を適正に反映することができる組織機構
- (4) 新町建設計画を円滑に遂行できる組織機構
- (5) 地方分権に柔軟に対応できる組織機構
5. 職員定数については、合併時に現行を合算した数で調整し、合併後は定員適正化計画に基づき調整する。
6. 期限付き職員の雇用については、合併時に嘱託職員をなくし、臨時職員の任用については、厳格なる運用を図る。
7. 職員の職務階級については、基本的に南勢町の職務階級を例に調整する。
8. 三重県市町村職員互助会については、合併時に南島町の例により加入する。
9. 南勢町職員互助会交付金については、合併時に廃止する。
10. 職員の健康診断事業については、南勢町立病院と南島病院、南島町役場における巡回人間ドッグを定期健康診断とし、公費負担とする。その他の健康診断については、助成は行わない。
11. 一般職員の人件費（給料）については、南勢町の職務階級にあてはめ、初任給については、新規採用者から統一する。また合併後随時見直しする。
12. 一般職員の諸手当の関係については、合併時に統一する。
 - (1) 宿日直については、代行員制度を導入する方向で調整する。
 - (2) 特殊勤務手当については、見直しを行い合併時に統一する。
 - (3) 通勤手当については、国に準ずる形で調整し、上限を設ける。
 - (4) その他の手当は南勢町の例に準ずる。
13. 三重県市町村職員退職手当組合加入については、現行どおりとし、勤奨制度は、三重県市町村職員退職手当組合の制度を適用する。
14. 町議会の各委員会の名称及び所管事項については、新体制時に統一する方向で合併後速やかに調整する。
15. 南勢町いきいきまちづくりサポート事業及び南島町の活性化グルー

プ活動支援事業については、南勢町の例により審査制度を活用して補助金を交付する方向で合併時に統一する。

16. 出産祝金支給については、南島町の例により継続し合併後調整する。
17. 南島町における原子力発電所設置についての町民投票に関する条例等については、新町に引き継ぐ。これは、2つの条例、覚書、確認書を新町へ引き継ぐ。
18. 町長交際費については、合併時の予算額の範囲内で調整し、交際費支出基準を作成し、合併後速やかに調整する。
19. 町自治功労者表彰事業については、現行どおりとする。
20. 名誉町民については、現状を引き継ぎ合併時に条例、規則を統一する。
21. 予算編成については、平成17年度は暫定予算を編成するため、調整要綱を作成し調整する。
22. 宿日直代行員については、本庁舎および分庁舎に置く。
23. 区長報酬については一律とし、報酬額については合併後に調整する。
24. 区補助金及び区長連絡協議会補助金については、合併後に区長会と協議し統一する方向で速やかに調整する。
25. 交通安全母の会補助金については、南島町の例により調整し、事業の位置づけについては、合併後速やかに調整する。
26. 選挙管理委員会委員報酬については、報酬日額を南勢町の例により調整する。
27. 町議会議員選挙については、合併時に投票区・投票所数等は現行どおりとし、事務事業は統一する方向で選挙管理委員会で調整する。。
28. 町農業委員会委員選挙については、投票区・投票所数等は現行どおりとし、事務事業は統一する方向で選挙管理委員会で調整する。
29. 町長選挙については、合併時に投票区・投票所数等は現行どおりとし、事務事業は統一する方向で選挙管理委員会で調整する。
30. 監査委員の報酬については、南勢町の例により日額報酬で統一する。
31. 監査委員運営経費については、南勢町の例により合併時に統一する。
32. 住民票関係・戸籍関係の証明手数料等については、現行どおりの金額とする。
33. 交通災害共済については、更新日を7月1日とする。
34. 交通災害共済受託事業については、合併時に南勢町の例により、加入申し込み等は個人申請、個人納付で統一する。
35. 青色申告会運営補助金については、青色申告会を合併後統一し、補助金については、南勢町の例により合併後も継続の方向で調整する。

36. 伊勢法人会の支部事業運営補助金については、両町の合算額の範囲内で合併時に統一する。
37. 税証明等の手数料については、現行のとおりとし、両町間で差異のあるものについては次のとおりとする。
 - (1) 評価、公課証明については、南勢町の例により統一する。
 - (2) 租税証明（特別措置法第41条）については、南島町の例により統一する。
38. 臨時運行許可については、南島町の例により調整する。
39. 町営バス運行事業については、合併時に統一し、運賃については、100円から800円の範囲で今後調整する。
40. 決算書の調製については、合併後議会の新体制と協議し、決算については、9月議会で報告するよう調整する。
41. 金融機関の指定については、現在両町で指定している金融機関のうちから、両町長が協議して合併までに選定する。
42. 南島病院施設・運営補助事業については、南島病院は厚生連の病院であるが、一次救急指定病院と位置づけており、地域医療の充実のため現行どおり補助していく。
43. 交通安全協会支部補助金については、組織は当分の間現行どおりとし、補助金額については統一する方向で調整する。

24. 新町建設計画


新町建設計画については、別添『新町建設計画』に定めるとおりとする。

調 印 書

南勢町及び南島町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく南勢・南島合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成 17 年 1 月 12 日

南 島 町 長

稲葉輝喜 

南 勢 町 長

川口米人 

立 会 人

合併協議会委員

田 岡 光 生

合併協議会委員

山 本 寿 人

合併協議会委員

山 本 周 也

合併協議会委員

田 畑 征 洋

合併協議会委員

橋 本 昌 夫

合併協議会委員

山 本 公 一 郎

合併協議会委員

石 川 昭 一

合併協議会委員

山 本 甚 一

合併協議会委員

清水初彦

合併協議会委員

年田壽

合併協議会委員

加藤正喜

合併協議会委員

吉永晨志

合併協議会委員

清水清三

合併協議会委員

岡井永光

合併協議会委員

加藤幸

合併協議会委員

萩原重郎

合併協議会委員

岩田 隆知子

合併協議会委員

橋川裕子

合併協議会委員

島田逸男

合併協議会委員

田中喜一郎

合併協議会委員

竹内秋雄

合併協議会委員

東克臣

合併協議会委員

田中興一

合併協議会委員

石坂督規